

平成23年度

# 福島町議会

## 定例会6月第2回会議会議録

平成23年6月27日 開会

平成23年6月28日 休会

福島町議会

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意  
しておりますが、時間の関係上原稿校正は初校より  
できなく、誤字、脱字がありますことを深くお詫び  
申し上げます。

まことに恐れ入りますが、ご了承のうえご判読い  
ただきたくお願いいたします。

福島町議会議長 平 野 隆 雄

# 目 次

平成23年6月27日（月曜日）第1号

○議 事 日 程 .....	1 頁
○会議に付した事件 .....	1 頁
○出 席 議 員 .....	1 頁
○欠 席 議 員 .....	1 頁
○出 席 説 明 員 .....	1 頁
○職務のため議場に出席した議会事務局職員 .....	1 頁
○開会・開議宣告 .....	3 頁
○福島町長職務代理者福島町副町長あいさつ .....	3 頁
○日程第1 会議録署名議員の指名 .....	3 頁
○日程第2 諸般の報告 .....	3 頁
○日程第3 議案第14号 福島町議会会議条例の改正について .....	3 頁
○延 会 宣 告 .....	7 頁

# 目 次

平成23年6月28日（火曜日）第2号

○議 事 日 程 .....	9 頁
○会議に付した事件 .....	9 頁
○出 席 議 員 .....	9 頁
○欠 席 議 員 .....	9 頁
○出 席 説 明 員 .....	9 頁
○職務のため議場に出席した議会事務局職員 .....	9 頁
○開会・開議宣告 .....	11 頁
○日程第1 会議録署名議員の指名 .....	11 頁
○日程第2 諸般の報告 .....	11 頁
○日程第3 議案第14号 福島町議会会議条例の改正について (提案説明・質疑・討論・起立採決) .....	11 頁
○休 会 宣 告 .....	22 頁

## 提出案件及び議決結果表

議案番号	件名	議決月日	議決結果
14	福島町議会会議条例の改正について	6月28日	原案否決



平成23年度

## 福島町議会定例会6月第2回会議

平成23年6月27日（月曜日）第1号

---

### ◎議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 諸般の報告  
日程第3 議案第14号 福島町議会会議条例の改正について
- 

### ◎会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 諸般の報告  
日程第3 議案第14号 福島町議会会議条例の改正について
- 

### ◎出席議員（12名）

議長	12番	平野隆雄	副議長	11番	金沢秀一
	1番	熊野茂夫		2番	川村明雄
	3番	新山大吉		4番	木村隆
	5番	加藤雅行		6番	杉村志朗
	7番	佐藤孝男		8番	藤山大
	9番	花田勇		10番	滝川明子

---

### ◎欠席議員（0名）

---

### ◎出席説明員

福島町長職務代理者福島町副町長	竹下泰弘	総務課長兼総務グループ参事	川岸勤
財務課長兼財務グループ参事兼税務グループ参事	本庄屋誠	会計管理者	谷藤悟
教育長	丁子谷雅男		
監査委員	花田修一	監査委員補助職員	(石堂一志)
意見陳述者	山名連		

---

### ◎職務のため議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長	石堂一志	議会グループ総括主査	前田勝広
議会グループ主事	澤田元気	議会グループ書記	平野文子

---



(開会 10時00分)

---

## ◎開会・開議宣告

---

○議長(平野隆雄) おはようございます。

ただいまから平成23年度福島町議会定例会6月第2回会議を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に、福島町長職務代理者竹下副町長より申し出がありますので、あいさつを行います。

福島町長職務代理者竹下副町長。

---

### ◎福島町長職務代理者福島町副町長あいさつ

---

○福島町長職務代理者(竹下泰弘) おはようございます。

平成23年度福島町議会定例会6月第2回会議の開催にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様におかれましては、何かとお忙しい中でのご出席誠にありがとうございます。

本日、提案いたしております案件につきましては、福島町議会会議条例の改正1件のご審議をお願いするものでございます。

本議案につきましては、地方自治法に基づいた直接請求での条例改正の議案となっております。

直接請求制度は、間接民主制を補完する制度として、地方自治法において規制されている制度であります。直接請求を行うには、選挙人名簿登録者数の一定数以上の署名が必要となり、今回の条例改正の請求では選挙人名簿登録者数の50分の1以上の署名、実質的には644名の署名がございました。これにより4名の代表者が6月17日付けで町長に請求がございました。町長は請求を受理した日から20日以内に議会を招集し、当町では本議会開催を議会と協議しまして、意見を付して議会に付議をし、その結果を請求代表者に通知するとともに、公表しなければならない規定でありますので、本議会に提案するものでございま

す。

議案の内容につきましては、このあと私の方から説明をいたしますので、ご審議をお願い申し上げます、私のごあいさつといたします。

どうぞよろしく願い申し上げます。

○議長(平野隆雄) 福島町長職務代理者竹下副町長のあいさつが終わりました。

---

### ◎会議録署名議員の指名

---

○議長(平野隆雄) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

9番花田勇議員、10番滝川明子議員を指名いたします。

---

### ◎諸般の報告

---

○議長(平野隆雄) 日程第2 諸般の報告を行います。

議会運営委員会の報告を行います。

木村隆議会運営委員長。

○4番(木村隆) 平成23年度福島町議会定例会6月第2回会議の開会にあたり、6月2日に開催いたしました議会運営委員会の協議結果について報告をいたします。

議事日程については、お手元に配布のとおりです。

審議日程につきましては、本日と明日の2日間を予定いたしましたので、議事運営にご協力をいただきますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長(平野隆雄) 議会運営委員会の報告を終わります。

本日の議事は、ただいま木村隆議会運営委員長から報告がありましたように進めてまいります。

また、諸般の報告も既に印刷のうえ、皆様のお手元に配布のとおりでございますので、ご了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

## ◎議案第14号 福島町議会会議条例の改正 について

○議長（平野隆雄） 日程第3 議案第14号 福島町議会会議条例の改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福島町長職務代理人竹下副町長。

○福島町長職務代理人（竹下泰弘） それでは、議案の1ページをお開き願います。

議案第14号 福島町議会会議条例の改正について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定により、福島町議会会議条例改正請求を平成23年6月17日付けで受理したので、同条第3項の規定により、意見を付して当該請求に添えられた条例案を議会に付議する。

平成23年6月27日提出、福島町長職務代理人福島町副町長。

福島町議会会議条例の改正案、福島町議会会議条例（平成21年福島町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「12人」を「10人」に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行し、同日以後初めてその期日が告示される一般選挙から適用する。

次に3ページをお願いします。

意見書、平成23年6月17日、地方自治法第74条第1項の規定に基づき、法定署名数91人を上回る644人の連署をもって福島町議会議員の定数を12人から10人に削減する条例改正の直接請求がありました。

この直接請求制度は、間接民主制を補完するものとして、住民が直接意思表示を行うことができる大変重要な制度として認識しております。

なお、議員定数については、当町ではこれまでも議会自らの判断により定数削減がなされてきた経緯がございます。

この議員定数の問題については、住民から直接権能を負託された議会の組織そのものに係るもの

であり、これまでの経緯からも、議会による自己決定が基本であると考えます。

従いまして、この度の議員定数に係る直接請求につきましても、以上の趣旨と経緯を踏まえ、慎重なるご審議をいただき、ご判断をお願いいたします。

平成23年6月27日、福島町長職務代理人福島町副町長。

以上で説明を終わりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（平野隆雄） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

5番加藤雅行議員。

○5番（加藤雅行） 少しだけご質問させていただきます。

ここに4月20日の議会運営委員会の開催結果について議員に報告があるんですけども、その中で3議員定数及び議員歳費について、①町長に対する説明とあります。「4月5日に正副議長並びに議会運営委員長が、町長に議員定数及び議員歳費の検討結果を報告し手渡しました。その際の町長の主な意見は次のとおりです」と書かれています。「議員定数については、町長の権限ではない。特別報酬等審議会を開催して、議会の定数と歳費の件を報告事項とすることになる。開催は5月中旬を予定している。歳費は良いが、定数が少し気になる。また、審議会が町民の声を聞きたいということになるかもしれない」と。今日は出席をされておりませんが、村田町長のその場におけるご発言です。議会等の公式な場ではございませんけれども、そういう形の中でお話されている。今回、この意見書の中で竹下副町長が「議員定数については、当町はこれまでも議会自らの判断により定数削減が行われてきた」と。そういう形の中で議会基本条例においても、定数においては議会が判断して決めることになっております。

そこで、担当する総務課長、あるいは石堂事務局長にお伺いしたいんですけども、地方自治法において定数を決めるにあたっては、町側も提案

できることを確認しているか。

○議長（平野隆雄） 川岸総務課長。

○総務課長（川岸勤） 町側の提案ですけれども、今回は議会会議条例の中で直接請求されたわけですが、町長の意見で定数を提言できるという文言は地方自治法の中にあります。

○議長（平野隆雄） 5番加藤雅行議員。

○5番（加藤雅行） この会議の進め方の中で、今のご発言だと私は取りました。

ですけれども、議会基本条例の中で石堂事務局長は、定数を議案として提出する権限が地方自治法にそういうものがあるのか、私の考え方が間違っているか。そういうものをご存知か。もし、議長の方でそれを答えられるのであれば、お答えしてもらいたいと思います。

○議長（平野隆雄） 議会基本条例では、議会が提案するとなっています。

今、直接請求で町民からあがってきています。その辺を加味しながら質問をお願いします。

5番加藤雅行議員。

○5番（加藤雅行） 直接請求に関しては、直接請求をお受けした竹下副町長が意見書を付けて、我々の方に議案として示しているんです。ですから、私は提出をされた副町長に質問をしています。その上で、議会基本条例の中で地方自治法の捉え方はどうなのですかと聞いているので、それをお答えしてもらいたいということです。議長がおっしゃっていることは、明日の時点でも良いのではないかと思うんです。ですから、地方自治法はどのようなものなのかも含めてお答えしてもらいたい。

なぜかと言うならば、4月5日に正副議長と議会運営委員長が町長の所に行って、このようなお話をされた。当然、特別職報酬等審議会にかけられているんです。その内容も私の手元に来たんですけれども、その時の審議の内容がありましたらお答えしてもらえればそれで結構です。

○議長（平野隆雄） 暫時休憩いたします。

---

（休憩 10時58分）

（再開 10時59分）

○議長（平野隆雄） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

川岸総務課長。

○総務課長（川岸勤） まず、議会会議条例の改正ということで、直接請求に係る部分で今回の議案となっているわけです。意見書の意見の述べ方は12人から10人という形で今回は出されてきましたけれども、町長が違う意見であれば違うなりの意見を述べることは地方自治法の中で書かれています。

○議長（平野隆雄） 石堂議会事務局長。

○議会事務局長（石堂一志） 地方自治法の規定の中で、議員定数に関しての提案は町長ができないとか、できるという規定はないものと認識しております。今回の議会基本条例の経緯は、議員定数の提出についてはご存知のとおり議会が提案する。

それともう1つは直接請求ということで、この議会基本条例制定の段階で町長と協議をして決めている内容でございますので、地方自治法の規定では提案できるとか、できないということはないと認識しております。

○議長（平野隆雄） 5番加藤雅行議員。

○5番（加藤雅行） できるとか、できないではないんです。提案は双方ができると書いているんです。ですから、今のような発言であればおかしいです。4月5日の時にも町長は最大限議会に配慮をしながら、町民の意向を配慮するようなことをしたらどうですかとおっしゃったつもりでないのかと私は判断します。ですから、特別職報酬等審議会の場でどのような意見交換をされていたのかという質問です。

それともう1つは、議会基本条例は歳費の問題もそうですけれども、議員自らが自分達の行うことを自分達で決めるという中に、有権者の考え方を最大限配慮するためにはどうするのかというものに突き当たるんです。ですから、今回提案されたことの中で、いみじくもその代表となってされ

た方々が今回の直接請求になったと私は捉えているんです。これがなされているのは4月5日の時点なんです。ですから、特別職報酬等審議会で町民の代表の方がどのような意見交換をされてきたのかをお聞きした上で、町側の意見書について判断する材料にしたいと思っています。それでなければこの意見書の内容は理解するのが大変だと思っています。どっちにも良いようにというわけにはいかないんです。もし、よかったらお答えしてもらいたいと思います。

○議長（平野隆雄） 福島町長職務代理者竹下副町長。

○福島町長職務代理者（竹下泰弘） 先般の特別職報酬等審議会の内容でございますけれども、まずは議長、副議長、委員長は関係なくて、一般議員さんの報酬で議論させていただいたわけでございます。その部分につきましては、委員の皆さんがこれはそんなにも高いわけではないし妥当な線だというご意見をいただきましたし、議員定数を減らしてももう少し報酬を上げて良いのではないかというご意見もありました。その部分で私どもの方では金額の妥当性をお願いしているのであって、議員定数にまで言及されれば、私どもの越権行為になりますのでご勘弁いただきたい。その部分で私の方から議会に対しても、そういう意見があったことを付議して議長の方に書類は提出してありますので、その辺でご理解いただければと思います。

あくまでも、地方自治法で加藤議員がおっしゃるようにできる、できないの規定もありますけれども、ご案内のとおり議会基本条例第14条第4項に「第74条第1項規定による町民の直接請求があった場合を除いて、定数と歳費については改正の理由を説明して、必ず議員が提案する」という形になっておりますので、意見書を皆さんにお願いする段階では、私の方からは出された12人を10人という部分についての明解な見解を示さず、今まで皆さんが自己決定されていたことを踏まえて、慎重なるご審議をいただいてご判断いただきたいということで提案申し上げましたので、

よろしく申し上げます。

○議長（平野隆雄） 5番加藤雅行議員。

○5番（加藤雅行） 今、特別職報酬等審議会の内容の話がされました。その中で、越権行為であるから定数に関しては私どもの特別職報酬等審議会では取り扱いをしないような意見を言いました。ですけれども、おそらくその話の中で一部定数を削減するのであれば、もう少し報酬等を増額する考え方もあるのではないかという話の中で、委員の中でも正式なものか非公式なものかは分かりませんが、町民の中ではそういう声があることを私は聞いたような気がします。

ただ、議会基本条例第14条のところですけども、私は町民の権利として、それを代表する町側の町長が1つの考え方として、自分達にも法律上から言うと議会基本条例の上にある地方自治法では双方に提案することができるというものだけは、しっかりと認識しておかなければ駄目だと。もしも、法律上の問題で提訴するようなことになれば、これは明らかに違法行為であることを認識しました。その上で、私は今回のことに対して意見として述べて終わります。

○議長（平野隆雄） ほかにございますか。

1番熊野茂夫議員。

○1番（熊野茂夫） 地方自治法の中での条例改正の提案の件に関しては、提案できる状態にはおそくなっていると思います。そのことの認識はおそらく変わらないだろうし、それが当たり前のことだと思います。

しかし、そのような状況の中で福島町の中できちんと議会基本条例があって、第14条に定められている。それに従って、議会が定数の問題についてはきちんとやっていく。それが地方自治法が上にあって、そのことによって法令違反だという認識を、この議会基本条例を我々の先輩達で作ってきた議員さん方の認識はどのようなものなのかをもう一度お伺いしたい。この意見書の提案の中で、そういうご認識はあるんですか。

○議長（平野隆雄） 福島町長職務代理者竹下副町長。

○**福島町長職務代理者（竹下泰弘）**　そういう認識はあるのかという発言でございますけれども、確かに熊野議員がおっしゃるように国では地方自治法があります。それを補完する段階では市町村の条例なり、施行令があるわけでございます。そういうものをきちんと私どもも参酌しながら、それを基本にして議会基本条例等も制定してあるわけでございますので、私どもはこの町の議員定数についてはやはり議会基本条例をきちんと整理しながら、色々ご意見もあるでしょうけれども、議員さん自らの判断で決定されるべきだと思っております。

○**議長（平野隆雄）**　1番熊野茂夫議員。

○**1番（熊野茂夫）**　そうであれば、今のことを進めるにあたって意見書が出てきているわけですし、直接請求をきちんと出されているわけですから、今後の会議の方向性をきちんと定めて、討論なり、議論の場でしっかりと我々議会の判断をしていく方向性が示されるのが良いのではないかという気がいたします。

○**議長（平野隆雄）**　ほかにごございませんか。

（「なし」という声あり）

○**議長（平野隆雄）**　質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっている議案第14号については、地方自治法第74条第4項の規定により、請求代表者に意見を述べる機会を与えなければならないことになっています。

お諮りいたします。

請求代表者に意見を述べる機会を与える人数は1人とし、日時・場所については6月28日午前10時から本議場で行いたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○**議長（平野隆雄）**　従って、請求代表者に意見を述べる機会を与える人数は1人とし、日時・場所については6月28日午前10時から本議場で行うことに決定いたしました。

なお、意見陳述は請求代表者の山名連氏といたします。

それでは、意見陳述の日程等を請求代理者に通知するとともに、公表の手続きがありますので、延会したいと思います。

---

## ◎延　　会　　宣　　告

---

○**議長（平野隆雄）**　お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○**議長（平野隆雄）**　ご異議なしと認め、本日はこれで延会することに決定いたしました。

なお、明日は午前10時から開会いたしますので、定刻までにご参集願います。

本日はこれで延会いたします。

どうもご苦労様でした。

---

（延会　13時51分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北海道松前郡福島町議会

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成23年度

福島町議会定例会6月第2回会議

平成23年6月28日（火曜日）第2号

---

◎議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 諸般の報告  
日程第3 議案第14号 福島町議会会議条例の改正について
- 

◎会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 諸般の報告  
日程第3 議案第14号 福島町議会会議条例の改正について
- 

◎出席議員（12名）

議長	12番	平野隆雄	副議長	11番	金沢秀一
	1番	熊野茂夫		2番	川村明雄
	3番	新山大吉		4番	木村隆
	5番	加藤雅行		6番	杉村志朗
	7番	佐藤孝男		8番	藤山大
	9番	花田勇		10番	滝川明子

---

◎欠席議員（0名）

---

◎出席説明員

福島町長職務代理者福島町副町長	竹下泰弘	総務課長兼総務グループ参事	川岸勤
財務課長兼財務グループ参事兼税務グループ参事	本庄屋誠	出納室長	谷藤悟
教育長	丁子谷雅男		
監査委員	花田修一	監査委員補助職員	(石堂一志)
意見陳述者	山名連		

---

◎職務のため議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長	石堂一志	議会グループ総括主査	前田勝広
議会グループ主事	澤田元気	議会グループ書記	平野文子

---



(開会 10時00分)

---

## ◎開会・開議宣告

---

- 議長(平野隆雄) おはようございます。  
昨日に引き続き、会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございますので、ご了承願います。  
直ちに本日の会議を開きます。

---

## ◎会議録署名議員の指名

---

- 議長(平野隆雄) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
11番金沢秀一議員、1番熊野茂夫議員を指名いたします。

---

## ◎諸般の報告

---

- 議長(平野隆雄) 日程第2 諸般の報告を行います。  
諸般の報告につきましては、既に印刷のうえ、皆様のお手元に配布のとおりでございますので、ご了承願います。

---

## ◎議案第14号 福島町議会会議条例の改正について

---

- 議長(平野隆雄) 日程第3 議案第14号 福島町議会会議条例の改正についてを議題といたします。  
昨日に引き続き、本件を審議いたします。  
これより、請求代表者の意見陳述を行います。  
請求代表者の入場を願います。  
(請求代表者 山名連氏 入場)  
○議長(平野隆雄) 議案第14号 福島町議会会議条例の改正については、地方自治法第74条第4項の規定により、請求代表者に意見を述べる機会を与えることになっています。  
山名さんにおかれましては、本日出席をいただ

き誠にありがとうございます。

意見陳述は、請求代表者の山名連さんであります。

それでは、議案第14号 福島町議会会議条例の改正について意見を述べてください。

請求代表者山名連さん。

○請求代表者(山名連) 皆様、おはようございます。

ただいま、議長より指名されました本請求代表者4名のうちの一人であります山名連と申します。

若干の時間を頂戴いたし、意見の陳述をさせていただきますと思いますので、よろしくお願いたします。

なお、議長さんにお諮り願います。

意見陳述につきましては、改定請求書は署名運動の時から一貫してございますので一応読ませていただきますが、その他になぜこういうことになったかという経緯が1点。それから署名をしている間に、実は署名だけで良かったのですが、署名をなさる方、あるいはその後において私どもと違う考え方が町民の方から色々出されました。このことについて意見陳述ではなくて、報告という形でお願したいと思っておりますので、議長さんにこの件の取計らいをよろしくお願いたします。

○議長(平野隆雄) わかりました。

進めて下さい。

○請求代表者(山名連) それでは、署名簿を収集するにあたって、改定請求の要旨としてまとめてございますので、改めて読ませていただきます。

福島町議会会議条例(議員の定数の改定請求書)。

その1、福島町議会会議条例(議員の定数改定請求)の要旨。

平成16年松前町との町村合併協議が破断となり、福島町は自立の道を歩むことになりました。当時の福島町の財政は厳しく、平成21年度には赤字団体に転落を危惧されるほどの危機的状況におかれていました。このため、町は「自立プラン策定委員会」を立ち上げ、町民の理解と協力を得

て、赤字転落を回避することができました。一方、議会においては、町民懇談会を開き方策を協議、結論として議員定数12人を10人に改め、更に議員報酬も削減するとの合意がなされた。

しかし、議会内で異論がおり一転して議員定数は据え置き12人とし、逆に議員報酬を10人分に削減することに決まり今日に至っております。

その後、議会基本条例が制定され、「議会諮問会議」により、議員定数を10人・12人とする2つの意見が答申されたため、議会でも結論が出なかったと報道されておりました。また、議会主催による住民懇談会が本年2月の初旬吉岡・福島の2つの会場で開催されましたところ、参加者の大多数の意見は「定数10人に改定」という声が大きかったのでありましたが、この住民懇談会は民意が反映されるものではなく、ただ意見を聞き置く程度のものでしかなかったのであります。

次に、自治体運営の全ての基準とされる国勢調査(昨年10月)の結果が速報公表され、当町の人口は5,116人であり、前回に比べ781人減少しております。更に5年後の推計では、4,500人を下回ります。知内町、木古内町より更に300人少なくなると予想されます。この両町では5年後の人口減少に対応した議員定数の改定を自ら行っており、両町議会の見識に目を見張ります。

福島町でも、前回の議員選挙広報に「議員定数を8人に」との公約を掲げて当選した議員がいることを忘れてはなりません。

今後、過疎と高齢化が進み、人口減による地方交付税の減額も予想され、一方、当町の産業の現状から自主財源についても厳しい状況にある中で、将来を見越した財政負担を軽減するためにも、議員定数を「10人」に改定し、議会未来の福島町のために、町づくりの主人公である住民の総意により、議員定数の改定を「住民直接請求」によって行うものであります。

そういうことで署名活動に入り、結果666名の署名をいただき、選挙管理委員によって22名

の削減がされましたが、644名をもって本請求をすることに至りました。ですので、このまま署名運動の要旨の本文を読ませていただいた次第でございます。

次に先ほど議長さんにお諮りして了解を得たこととありますが、なぜこのような行動に出なければならなかったのかを、反省を含めて皆様にご報告いたしたいと思っております。

私達代表並びに委任者、それから各層の町民の方々の思いを若干述べさせていただきます。私個人の意見ばかりではございませんので、その辺のことをお含み願いたいと思っております。

まず、いくら法律に定められていることとは言え、住民直接請求を行使するなどということは、本来的に決して望ましいことではないということでもあります。これは私どもの一致した認識でございました。4年前に町民が信じて選んだ議会に対して、このような行動を取ることは、町民側にとって本意極まりないことであるからであります。

後ろにお出での平野議長がこうおっしゃっております。「定数に決まった正解などない。あくまでも議会と住民とが合意を作っていくしかない」と述べておられます。おっしゃるとおりだと思います。

しかし、今回に関しましては残念ながら、合意形成が十分だとは住民側は思っておりませんでした。従って、これは諮問会議、その他のスケジュールからして非常に厳しい議会対応だったことは承知しておりますが、懇談会、あるいは懇親会的なものを何回も繰り返してやる時間がなかったことも薄々承知しておりました。

ですが、いわゆる政治用語で言う「説明責任」が本当に果たされていなかったのではないかと。このことについて住民は非常にフラストレーションを感じているということでありました。その半面、議会の方としてはスケジュールどおり進んでいったという経緯がありまして、非常に住民の間で問題が起きまして、私の耳にも入りました。

住民請求することについては、本当に悩みまし

た。準備は全くしていません。そういう思いもありませんでした。それに時間が足りません。これは法的な縛りからすると、非常に時間が厳しくて、まず不可能に近い時間。もう1つは、パワーが足りません。これはやはりある程度前もって準備をして、ある程度積み重ねた中でチームワークでやらなければ出来ないことでありますが、そのチームワークを作る時間ありませんし、パワーもありません。ただし、ある決断をした時に皆さんに声を掛けましたら、「山名さん、やろうじゃないか」と。皆私より年上の方々ばかりでした。今回このことについて参加していただいた方の平均年齢は74歳でございます。超高齢化地域社会にある福島町としては、まだまだ元気な人が沢山いることも認識された次第でございます。

このようなことで致し方なく住民請求という手続きに入り、今日に至っております。

最後に、この署名活動をしながら全く違う声が住民の皆さんから聞こえてまいりました。極端なことを言うと、11人でも10人でも良いと。歳費は20万円でも良いという人もいました。しかし、一番肝心なことは議会基本条例もでき、まちづくり基本条例もできた中で、三位一体で住民が主体で、議会があり、行政があって、一緒に力を合わせて将来の町づくりをすることを一番先に謳っていながら、いつの間にか住民が外に置かれているのではないかと。議会議員は住民の中に入って住民の声を聞き、住民に迎合するばかりでなく、たまには叱咤激励して、我々の意識改革まで含めてくれることを望んでいたのに、自分達は舞台の外に出されている気がする。議員の皆さんはもう1回住民の懐の中に戻ってほしい、侃侃諤諤やってほしいというのが、実は定数以上の問題として耳に入ってまいりました。これは意見陳述ではありません。報告として申し上げまして、私の意見陳述に代えさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（平野隆雄） 以上で、請求代表者の意見陳述を終わります。

陳述内容に不明な点がありましたら、確認をし

てください。

11番金沢秀一議員。

○11番（金沢秀一） 山名さんにおかれましては、本日の会議にご出席をいただき誠にありがとうございます。

昭和62年5月2日に、私は議員定数削減請求で福島町民16人で証明書の交付を申請したことがあります。同年5月4日に証明書が交付されました。同年5月25日に定数22人を4人減らす条例改正を直接請求する2,395人の署名を町選挙管理委員会に提出しました。当時の有権者は6,791人です。選挙管理委員の審査で2,204人が有効と認められました。法で定められた要件を満たすための様々な書類の作成で、大変苦労したことが未だ記憶に残っております。

前置きが長くなりましたが、定数条例改定の要旨で、「議員定数12人を10人に改め、更に議員報酬も削減するとの合意がなされたが、議会内で異論が起こり、一転して議員定数は据え置き12人とした。逆に議員報酬を10人分に削減することに決まり、今日に至っております」と記されております。この決定の提案者は、実は私でありました。異論が起こって一転したのではなく、福島町として自主・自立の運営を選択したので、行財政改革を求める立場の議員自らが議会に厳しい内容の改正が必要と判断して、議員定数の削減と併せて報酬も削減したものであります。この点に関して山名さんのご感想を今一度お聞きしたいと思います。

○議長（平野隆雄） 請求代表者山名連さん。

○請求代表者（山名連） 私がこちらに移住したのは平成20年11月ですから、まだ2年半です。この中身については、実は当時を知る方々2人、3人にも確認して文書化いたしております。ですから、不備な点がありましたら、ここでお詫び申し上げます。

ただし、私なりに考えておりますのは、財政面からすると10人分の報酬で行ったということは、議会側が約4年間で2,000万円強の財政に対する寄与をしている。私はこういう判断で仲間と

も話しております。ですから、このことについて異論を挟む余地はないと思っております。金沢先生のご苦勞もよく理解いたしました。ですから、私どもグループとしては、これについては評価しております。署名の時もそういうお話が出た時には、「結果的には財政立て直しにプラス作用を起こしているんです、大変であったでしょうね」という話をしております。

○議長（平野隆雄） ほかに。

（「なし」という声あり）

○議長（平野隆雄） それでは、山名さん本日はどうもありがとうございました。

暫時休憩いたします。

---

（休憩 10時21分）

（再開 10時22分）

---

○議長（平野隆雄） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

討論を行います。

まず、反対討論からお願いします。

10番滝川明子議員。

○10番（滝川明子） 私は、本案について反対討論をいたします。

定数につきまして、合併破綻の後に開きました福島町議会の議会活動に関する調査特別委員会について、皆さんにも改めて知っていただいて、私の討論の内容にしたいと存じます。

平成17年3月18日の第1回定例会におきまして、議会活動に関する調査特別委員会を設置しまして、議員定数及び議員報酬等、議会活動についての調査を進めてきたわけですが、平成17年11月22日で終了するまで4回の特別委員会を重ねております。

議員定数に関しての調査意見ですが、議員の定数は議会制民主主義の根幹を成すものであるが、適正な議会運営のために議員が最低何人必要か、また人口に応じた適正規模はどうかといった点について明確な理論的根拠はない。当委員会としては、自立の運営を選択したことや、深刻な財源不

足などを考慮して、行財政改革を求める立場の議会自らが範を示し、行政への波及効果を期待する意味で、平成19年の一般選挙に向けた定数の削減は喫緊の課題として捉えている。各委員の考え方として、定数削減に異論はないものの、定数を12人とする意見と10人とする意見に分かれた。多数意見としては、議会活動及び報酬等の削減を考慮した定数を12人とし、10人分の人件費で賄う考え方。一方、少数意見としては人口減及び報酬等の削減を考慮した定数を10人とする考え方ということで、調査意見を出しております。

まとめとして、議員定数については多数意見として12人で10人分の人件費で賄うとする考え方と、少数意見として10人とする考え方に意見が分かれたところであり、条例提案された際に再度活発な議論を展開し、早い機会に結論を見出すべきであるとする。

この特別委員会で決定を見ているものではありません。合併協議会の後、12月に説明会を議会として住民の方に集まっていたいて、2箇所で行いました。その時の説明資料の中には、取り組みの諸活動についてを資料としてお出ししたのですが、それには4名削減の10人という参考としての提案もお出しはしておりました。そして、今回の定数につきましては、議会諮問会議の答申を説明するという事で住民懇談会を開かせていただきました。

福島町議会は、合併後の住民説明会から議会活動の特別委員会の4回にわたる調査活動、そして平成19年の改選前にも住民の方に集まっていたいて懇談会も開きました。不十分という指摘がありましたけれども、私ども議会は住民を代表して住民自治の原点に立って、住民の方達に信頼される議会を目指して活動をしているわけです。このことを住民の皆様へ申し添え、ご理解をいただくことをお願い申し上げまして、私の反対討論といたします。

○議長（平野隆雄） 次に賛成討論はありますか。

8番藤山大議員。

○**8番（藤山大）** 賛成討論をします。

私は、議員定数について、最初の時からぶれることなく10人を主張してきました。よって、定数10人に賛成します。

地方分権時代を迎え、政府は地方自治法を改正し、人口規模によって定められていた地方議会議員の定数の上限を撤廃する方向でいます。裏を返せば、町自ら適正な定数を決めていかなければならないということでもあります。議員定数の削減は、財政や人口減などの問題だけではなく、町民や各方面の声にも十分配慮し、福島町の未来を見据えた判断でもあります。町民の声が行政に届きにくくなり、住民サービスの低下が危惧されますが、町民の代表として議員の活動範囲を益々広くし、何より町民の幸せのため議員個々の使命を果たしていかなければなりません。

今回、福島町民の644人の方からの定数10人という住民直接請求に反対する理由がございません。我々議員は、町民から選挙で選ばれ議員になっております。私は、民意の声を大事にします。

諮問会議の中でも、町民の意見を聞きたくアンケートを取るべきではないかという意見が出ましたが、町民の混乱を招く恐れがあるとのことで意見が却下余儀なくされました。結果、今回の住民直接請求に少なからず繋がったと思います。

近隣町の定数、人口の減少、町民意見の反映を大事に、定数10人に賛成します。言葉足らずなところが多々あるかもしれませんが、思いは町民の声を大事に議員は町民のために頑張っております。よって、賛成討論をします。

○**議長（平野隆雄）** 次に反対討論はありますか。

6番杉村志朗議員。

○**6番（杉村志朗）** 反対討論をいたします。

諮問会議は、福島町議会基本条例の規定に基づき、平成22年5月に議長より委任されたものであります。議会の議決を得て、全町民の公募を受けたものであります。慎重に6回の会議により、全国的に権威のある北海道大学名誉教授神原勝氏の指導協力の下、完成されたものであります。

定数については、議会諮問会議の答申や住民懇談会の意見でもあったように、他の町のことは考えず、自分の町は自分達でつくることを十分に考慮した上で、全員協議会においても慎重に十分議論され、議会にて11名の決定がされ、5月20日に諮問会議委員に報告されたところであります。

なお、条例改定請求代表者の要旨でも述べていますが、過疎・高齢化が進み交付税等の減額も予測され、自主財源についても厳しい状況にあると述べていますが、議会だけに目を向けず、福島町全体、町三役、町職員も視野に入れて健全な町づくりを期待するものであり、民意の反映の低下の危惧を極力避けるとともに、委員長の立場からも議会活動に重要な常任委員会も現行の2常任委員会を維持することも可能ですので、以上の立場から討論には反対をいたします。

○**議長（平野隆雄）** 次に賛成討論はありますか。

9番花田勇議員。

○**9番（花田勇）** 私は、今回提出されました議員削減署名運動に賛成の立場で意見を申し上げます。

皆さんご承知のように、最近、片山総務大臣が地方自治の改革者と謳われており、その人が総務大臣になった途端に各都道府県、また市町村で地方自治の改革ということで報道機関を賑わせております。最近もシリーズのように、地方自治の問題が掲載されておりますが、先般見ました新聞には、奇しくも今日提出されました住民直接請求、また住民投票という問題に触れた記者の討論が載っておりました。よく読んでみましたら、住民投票、また直接請求には法的根拠がないために、なかなか各町村の議会に取り上げてもらえない。そのため、民意が反映されず、地方行政の改革と言いながらも、町民には納得されない部分が多い。今後は、こういう方法では地方自治の改革はなかなか難しいという観点から、直接請求、住民投票の2つは必ず法的拘束のあるものになるだろうと記載されておりました。

そういう中で、福島町議会基本条例に町民と議

会の協働・話し合いと、そして行政も加わった三位一体の協働の町政と謳ってありますけれども、第14条に議員定数又議員歳費は議会で決めなさいと定められております。ということは、民意が全く反映されなくなってしまう。

そういう半面、長万部町は6千数百人の人口がおります。住民請求の結果、定数を10人に削減したんです。大きな英断だと私は称賛します。

福島町も議会基本条例、また法的根拠がないということではなく、一人ひとりが福島町の財政、人口減による地方交付税の減のことも考えながら、4年後の平成27年になると5,000人を切るんです。そうすると、100人減っただけで3,400万円の地方交付税が減るんです。そういうことも考慮しながら、先を見た議員定数を考えなければならないと私は思います。そういう観点からも10人の議員定数に賛成して、私の討論とします。

○議長（平野隆雄） 次に反対討論はありますか。

11番金沢秀一議員。

○11番（金沢秀一） 反対討論をいたします。

民主主義の原点は、国民に安定した暮らしを保障し、社会の発展や幸福を目指すことにあります。国が最重要政策に位置づけた地域主権改革は成功したのでしょうか。地方が国に依存したままでは、実に危なっかしい。地方議員には、住民の要望に応える使命が課せられていますが、その使命を十分に果たしていない。それ故に、様々な議会無視が起きております。

福島町議会は、10年以上に亘り議会改革に取り組んできて、平成21年3月に福島町議会基本条例を制定しました。

第1条に、執行機関と議会運営の目的は、豊かなまちづくりの実現であり、議会側として具体的に目的を達成するために、これまでの取り組みを確認して、分かりやすく町民が参加する議会、しっかりと討議する議会、町民が実感できる政策を提言する議会の3つの基本事項の柱を立てて明文化しています。

第2条に、議会議長は分権と自治の時代に相応しい地方政府として求められる役割機能を十分に果たし、二元代表民主制の充実と町民自治の観点から、政策をめぐる立案・決定・執行・評価における論点・争点を明確にし、真の地方自治の実現を図ることを使命としています。執行権を持つ町長は、分権改革による自治の強化を受け、更に町民の自治の拡充に向けた町民参加政策を展開していかなければなりません。一方の議会議員の役割は、地方自治法の制度として理解しにくく、必ずしもその使命を十分に果たしてきたとは言えないことから、議会議員が政策に関わる基本的な事項と、その使命を明確に規定しました。

第3条では、議会は前条の目的を達成し使命を果たすため、情報公開・町民参加を積極的に進め、町民の意見や要望等を的確に把握し、議会が本来有する自立性により、主体的・機動的な活動を展開するため、議会・議員活動の基本となる会期を通年にしていきます。通年議会は、全国に先駆け北海道の白老町議会が平成20年6月からスタートさせ、福島町議会は半年の試行を経て平成21年4月から施行しています。

明治憲法時代には、本当の意味での地方自治はありませんでした。地方の行政を府県や市町村に任せってしまうことは適当でないという中央集権的な考え方の下に、地方行政に対して国が強力な監督を加えていました。議会は、貴族院と衆議院の二院制を取り、衆議院は制限選挙によって選ばれ、貴族院議員は皇族・華族と多額納税者の代表及び天皇によって任命された者からなり、衆議院を牽制できる仕組みになっていました。女性に参政権は認められておりませんでした。

これに対して日本国憲法は、憲法の中に特に1章を設けて地方自治を制度として保障しました。地方公共団体に議会と長を置き、これらの職に就く者は全て住民が直接に選挙することができます。戦後初の昭和21年に日本国憲法が制定されて64年を経た今日、果たして地方自治の本質は実現されているのでしょうか。国の事務を広く地方公共団体に移し、自主的な財源を大幅に与えなけれ

ばならないのに、現実には数多くの事務を国が握っており、これを地方公共団体、または知事、市町村長等に委任する形で処理させている例が少なくありません。地方公共団体の取り扱う仕事の70パーセントから80パーセントまでが、国の委任した仕事であるというのが事実であります。

また、財源についても有力な確実性のある財源は、ほとんど国が独占しています。地方公共団体の自主的な財源は乏しく、収入の70パーセント程度を国庫に頼っている所も少なくありません。

平成の大合併によって、市町村の何がどのように変わったのでしょうか。合併すれば、こんなに良い事が沢山ありますと総務省は推進しましたが、合併せずに繁栄している地域や自治体が沢山あります。政府は、なぜ市町村合併の推進を急いだのか。市町村合併を究極の行政改革だと言っていました。市町村合併は農漁村問題や、国からは統治機構の末端組織である町村を国が掌握可能なように再編整備しようとしたのが市町村合併の姿であります。

平成10年の参議院選挙で3人区以上の大都市で自民党の党候補が全員落選しました。都市は放置されたまま、地方は過度に公共事業に依存する経済を作ってしまった。都市住民は、割りを食っている、予算配分を見直すべきだと都市議員から批判が起こり、小泉内閣の下で都市再生事業費が大きく膨らみました。財政的にも、行政統治的にも不効率な小規模市町村の存在は整理されてしまったのです。

戦争を体験した世代が物故し、戦争を体験していない世代が多くなっています。東日本大震災から3ヶ月が過ぎましたが、太平洋戦争の頃の国是が復活しつつあります。これを阻止するには、議員は1人でも多い方が良い。全員協議会で1人減の11人とする条例改正案を決定し、来月の定例会で条例を改定する予定であります。このことから、この議案は否決せざるを得ないことを申し上げて討論といたします。

○議長（平野隆雄） 次に賛成討論はありますか。

3番新山大吉議員。

○3番（新山大吉） 賛成討論を行います。

私は、今回福島町長職務代理者から意見書が付いて提出された本議案に対しまして、賛成する者であります。

なぜかと言いますと、地方自治法に謳われているとおり、福島町の町民が644人の連署があった。先ほど山名さんが本意ではあるが時間がなかったと。まだまだ時間があつたら相当の賛成者がいるのではないかと、私はそう信じております。しかし、644人の連署は、法定の91名を相当数上回っている賛成者であります。

それと、私達が構成している渡島西部4町の木古内町、知内町、そしてつい先日行われた松前町の選挙を見ても分かるように、本町としても福島町長職務代理者が受理し、住民が提出された本案には賛成いたすものであります。

○議長（平野隆雄） 暫時休憩いたします。

（休憩 10時53分）

（再開 11時07分）

○議長（平野隆雄） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

反対討論はありますか。

2番川村明雄議員。

○2番（川村明雄） 反対討論を申し上げたいと思います。

まず、議会改革についてでありますけれども、議会改革と言いますと、定数と報酬のことばかりが報道されております。私どもの党は議会改革を早くから提唱しており、随分多くの項目について都道府県議会から末端の地方議会まで、色々な方策を持って臨んでおります。そういう中においては、昨年春、まずは国会議員からたった2日で230万円の報酬を得ることは、どう考えても庶民目線ではないということで、日割り支給に改善いたしました。このような内容で、都道府県議会が高い。そして、地方議会の中でも末端の町村の議会の報酬、定数はそれほど高くありません。我が

党も定数においては、今まで法律で定めた2割削減を、そして報酬については概ね10パーセント削減を目指しなさいという指導の下にきておりますけれども、当町はそのいずれも下回っているところがございます。

まず、今般のことについて民意でありますけれども、民意には3つあったと思います。1つ目は、議会基本条例諮問会議の答申であります。2つ目の民意は、この度の住民直接請求であります。3つ目の民意は、住民代表であります議会議員の賛成、反対が民意になると思います。

1つ目の諮問会議の答申は、10人と12人というものでありました。この結果を見て私はなかなか決めきれないんだなど。概ね1年掛かって、あらゆる角度から検討した内容でありますけれども、どうしても1つにまとめきれない。そして、10人と12人という内容で、これも住民の民意であると私はそう捉えております。

そして、今回の住民直接請求でありますけれども、時間の関係で14パーセントあまりの署名ですけれども、更に時間が多ければ大きなパーセンテージになることは推測されます。

3つ目の住民代表の議員による決定でありますけれども、最終的には議員がそれぞれの民意を十分熟慮して決定していくことになると思います。

議会は二元代表制の下において、公平に公正に判断していかなければならないと思います。一元代表制であれば独裁政治になりますから、日本の国の制度は自治法で定めております二元代表制を戦後踏襲してきております。

地方自治法の関係ですけれども、3月29日に地方分権や地方主権推進など、このような面から地方自治法の第91条第2項が撤廃され、5月2日に公布されました。これは市町村議会議員の定数であります。これまでは上限を定めておりました。福島町は5,000人以上だと18人、5,000人未満になった場合は14人という上限ですけれども、現在12人でございます。撤廃になった理由ですけれども、地域主権、地方分権の推進でございます。自分の町のことは徹底した論議

の下に、議論を重ねて自分達の責任において決定していきなさいということでございます。議会の自由度を拡大する。自由度というのは、一部の住民の権力ある形ではなくて、会社員など多様な人材の確保。主婦の方々ももちろんでございますけれども、そういう方々がどんどん出られるような、議員活動を容易にするための休職や副職制度も創設することになっております。あまりお金を掛けずに立候補して、そして未来の町づくりに参画する方策をするための撤廃でございます。

この度の春の各地方の選挙を見ても、法律の改正前の削減町村の状況ですけれども、多くの弊害が顕著になりました。例えば、立候補者が定数に満たない、あるいは選挙にならないで定数と同数になった町が非常に多かったです。他に収入がある人でなければ立候補できない、あるいは高齢者ばかりが立候補する、若い人が立候補できない現状であったと私は分析しております。

町の法律を定めましたまちづくり基本条例と議会基本条例が平成21年4月1日に施行されましたけれども、地方分権を受けて自分達の責任で町をどうしていくか、将来のあり方を町民・議会・行政の役割を定める。そして、責務がそこに盛り込まれている。この2つの条例を基本とした住民・行政・議会が熟慮を重ねた上で、町の未来を構築すべきであります。

私は、現在福島町において何が適正かを鑑みて一貫した主張をしておりますけれども、まずその1つに今期1期4年は11人の定数が適正と算定しております。過去12回の選挙での議員1人当たりの人口は468人です。この数値を現在の人口に合わせますと、11人という算定になります。それと、現在の常任委員会の構成から言ってみると、私は11人が最低条件と判断しております。定数10人となる場合は、1常任委員会で構成すべきという意見を持っております。これは新しい議会の下で十分議論して、町民の方々と熟議を経て、その次の改選に向けるべきだと考えております。

議会は基本的には住民のものであります。議員

は声なき声も拾い上げ、首長や行政と健全に対峙して、政策論争や提言を基に、あくまで住民自らの暮らしや未来を守るものであるとの広宣を図りたいと思っております。

非常に簡略でございますけれども、以上で反対する討論にさせていただきたいと思っております。

○議長（平野隆雄） 次に賛成討論はありますか。

7番佐藤孝男議員。

○7番（佐藤孝男） 賛成討論をいたします。

私は、議員定数10人と当初から主張してまいりました。しかし、4回目の全員協議会において11人で決定され、全く残念でなりません。

議長の諮問機関であります諮問会議が6回開催されました。そして、12月に議長に答申され、定数は10人、または12人の両論を併記すると決まり、12月1日に平野議長に答申されたわけであります。

私達10人を主張する4人は、平野議長、そして木村議会運営委員長に対し、住民との懇談を持つべきではないかと要望書を提出したわけであり、しかし、議会運営委員会で話し合われた結果、スケジュールを優先することで却下されたわけであります。

また、2会場において開かれた町民懇談会でも、定数10人という声が圧倒的に多かったと私は感じております。

議会基本条例では、町民との協働のまちづくりを謳っております。そこで全く町民の意見を尊重せずに、議会が優位に物事を進めているように私は感じてなりません。将来の福島町の人口は5年後には4,500人を下回る想定をしております。近隣の知内町、木古内町は福島町より人口が多いわけですが、木古内町は10人で今回の町議選挙を実施したわけであり、知内町は来年10人で選挙を戦う予定であります。

財政的にも大変厳しい状況になってきている福島町を見越した場合、財政負担を少しでも減らすために、私は定数10人としていただきたいと思います。

○議長（平野隆雄） 次に反対討論はありますか。

1番熊野茂夫議員。

○1番（熊野茂夫） 定数の改定についての私の見解を述べさせていただきます。

1つは、私自身8年前の自立プラン策定の中心メンバー、取りまとめてきた責任メンバーであると同時に、まちづくり基本条例を1年間かけて審議し、現在に至っております。

当時の福島町の状況は、先ほど山名氏から説明を受けたように、非常に厳しい状況であったと思います。議会も自立の道を歩む方向性の中で、財政的な視点に立ったそれなりの役割を当時は果たしたように思われます。

ただ、当時の状態を考えた時に14人の定数を12人に変え、その財源を縮小し、更に10人の財源を12人に充てるその苦肉の策が、果たして現在に至って良かったのか悪かったのか。このことについては、今後の福島町が本当の意味での自立をし、財政的にも健全な状態で、そして住民の意思がしっかりと反映された町づくりになって初めて検証される。私自身、4年間自立プランを作成した後に、検証委員会の委員長として年2回それぞれのボランティアの仲間とともに、町長の財政を含む町政執行に関しての点検をしてまいりました。

今、問題になっている定数の持つ意味。10人、11人、12人がそれほど私には重要に思えない。なぜならば、定数の持つ意味は議員そのものが議会で果たす役割、そして町政と対峙する姿勢、もう1点は議員個々の資質の問題。

私は、1月から議会に出させていただきます。この議会に至るまで、財政再建の中身への参加、そして4年間の教育行政への参加。全て住民意識として自らが町の行政に対して果たす役割は、一町民の立場であってもできる。それは地位や学歴や能力に関係なく、それぞれの立場で町政に参画ができるという思いで8年間12月までやってきました。

しかし、行政の執行、それから議会の方向性。

我が町にはまちづくり基本条例、そして議会基本条例とこれだけの日本全国にも見ないだけのきちんとした方向性を示す指針を持った町でありながら、果たしてこれが十分に活用され、そして住民のための自治になっているか。福島町が自立の方向性を示し得ているか。そのことに甚だ疑問を持った次第であります。その結果として、我が人生の最後の4年間、8年間を財政の再建の中心に、そして自ら住民の痛みを切った責任のある立場の人間として、バッチを付けここに立って、しっかりと福島町の方向性を示すために、自らの残りの人生を議会人として、行政・町政にしっかり寄与するという想いで1月にこの場に立ったわけでございます。

定数について、議会は諮問委員会を開きながら、この機に至ってきたと思います。先ほど代表の山名氏が町民の中の声を聞いた時に、10人でも11人でも12人でも、しっかりと我々の方を向いた、町民の立場に立った議会人としての議員個々の活動をしてほしいんだと。正に、我々議会人が定数を決める時にしっかりと反省をし、今後の議会活動の方向性があるであろう。

その上で、もう1つ私は定数についての基本的な考えを持っております。

今、日本では原発の問題で、福島県民は非常に厳しい状態になっている。このことを1つ見ても、日本の全体的な民主主義の流れの中にも様々な時代の流れ、様々な時代の状況によって賛成、反対がある。原発は、産業の発展、住民の利便性から言えば、エネルギーの日本での確保は、当然その当時はあの地域の住民も賛成であったはずですが。しかし、このような状況になった時に、長い時代のスパンの中でものを考えた時と、そして短い期間の中で物事を見る時と、物事の本質がぼけたり、形が変わって見えることがよくあります。この原発の問題、エネルギーの問題は我々に教訓を示していると思います。

この意見書の中に、定数の問題と人口の推移の上で、4年後の福島町の財源を危惧する旨で住民請求が1つの形になっているとお見受けいたしま

す。

しかし、定数の持つ意味は、基本的には1人でも多くの町民の意思を行政にどのように反映させるかが大原則であろうと思います。そう考えた時に、私自身は現状の12人であっても、4年間は良いという思いで1月までおりました。12月の議会諮問会議でも様々な議論の上、10人、12人という定数の両論の併記になったと思われま

す。議会の中で最も大事な住民意思を行政に反映させる。そして、執行者の暴走をきちんと止める、言うべき時には言う、そして自らも反省する。自ら議会人として目標を立て、そして1年毎にきちんと自己評価をし、総括をし、そして住民に提示しながら、きちんとした議会活動を議員自身が続けていくことが最も重要な認識と考え、そして1人でも多くの住民の意思を議会に、そして行政に届ける。その観点から、11人が当面4年間はよろしいであろう。

最後に、住民請求についての私の見解をお伝えしておきたいと思

います。先ほど言った福島県の問題に関する賛成、反対の住民運動。また、このような町政、議会に対する請求が起こってくるだろうと思います。これは住民の持っている権利をきちんと行使するという意味では大事なことであります。

しかし、その半面、大衆性に乗ったポピュリズムによって、真実が隠されて非常に危険な方向性へ向かうこともあることをしっかりと認識の上、私は判断をいたしたいと思

います。そのことについて、今回請求された皆さんも十分認識の上でされたいと思

います。そのことを最後に申し上げまして、私の反対討論とさせていただきます。

○議長（平野隆雄） 賛成討論はありますか。

5番加藤雅行議員。

○5番（加藤雅行） 賛成討論をさせていただきます。

賛成討論につきましては、今日陳述を申しあげました山名連氏が、そしてまた13人の方々

が町内隈なく署名をいただいて歩いた文面を一字一句

批判することなく、そのとおりであると申し上げて、賛成する次第であります。

そしてまた、先ほど陳述の後、その署名をいただいた中で報告をしなければならないと言った山名氏のお話。町民が議会とかけ離れている。このことが私は今回の一番大事なことではないかと思っております。一人ひとりとの会話を重ねて署名をいただき、捺印をいただいたことに対して、そしてまた平均年齢が74歳という方々が自分の身体に鞭打って行ったことに対して、私は心より敬意を表する次第でございます。本当にご苦労様です。

今、賛成討論、反対討論が種々出されました。最後に熊野氏が日本を取り巻く環境の中で原発の問題を取り上げました。自立プランを作った時は、我が町だけの事を考えればよかったんです。ですから、10人の給与で12人を雇ってくださいということになったんです。今はどうですか。皆さん。日本を取り巻く環境は、千年に一度の国難です。この国難を解消するには、何年掛かると思われますか。5年では足りません。10年でも無理でしょう。原発の問題を抑えるには30年は掛かると言われています。管政権の下、これから公債特例法案が出されてくるんです。我が町のような弱小の自治体はこれから先、交付税程度の問題では収まらなくなる可能性が強いです。その時に我々議員は何を将来に見据えて町民のために汗をかかなければならないのか、方向性を示さなければならぬのか、これが我々の役目なんです。

先ほどから財政の問題で話をされている方もいますけれども、その問題を考えるならば10人でやるべきです。12人で今までやってきて、なぜ議会と町民がかけ離れているという話になるんですか。14人いても同じだったのではないですか。10人でもいいんです。真剣になって行政の暴挙を止めるという話ではないんです。行政と一体となって、町民の幸せのために我々は努力をするべきです。そのためには10人でも十分です。

2常任委員会が必要だという方がおりました。今、私どもの議会がどうなっているかは理解され

ていると思います。議長、副議長、2つの委員長、2つの副委員長、議会運営委員長と議会運営副委員長、監査委員、これだけ長か役の付いている人が9人もいます。それ以外の無役は私も含めて3人か4人です。今、11人になったら後2人になります。委員会は1つでもいいんです。2つだから何か出来るという話ではないんです。委員長とか、議長とか、副議長ではなくて、議会全体が町民のためにこれから何を示して、何を町民と理解して一緒に進んで行くかを我々が心を一つにしてやるべきです。

それから、山名さんのご発言にもありましたように、合併の破綻、それから自立プランの中で、我々議会は広報広聴常任委員会を作って町民の声を聴きました。そして、それを聞き置くだけの行政、議会を続けてまいりました。この4年間、更に前の2年間に対して、我々議会ははじめをつける時期が来たんです。先ほど7番議員がおっしゃったとおり、我々は自分達の決めた事をきちんとはじめをつけて町民にお話する。これをしなかったら、また4年間11人であっても同じ答えが次には返ってくるでしょう。10人でも多いと言われる時代が来ます。そのためにも私達はここで踏み込んで、町づくりのために10人で頑張る姿勢を町民に見てもらうことが必要であります。

この間からインターネットを通じて色々な所のことを調べてまいりました。昨日、署名を受けて竹下副町長が議会の方に今回の議案を提出されました。意見書も付いてまいりました。その意見書は、少なくとも選ばれた人間の村田駿町長も議会基本条例というこの町だけのものではなくて、自治法の中では議員の定数を定めることができると書いているんです。それを議会に遠慮されていると私は取ったんですけれども、そういう形の中で提出をされた。それだけ行政の方々も、我々の良識に配慮をしてやってもらいたいという意味と捉えています。

私は今回の町民が議員定数削減を求めるものは、本当に町議会に対して強い失望感を抱いていると思いました。このままでは今日の福島町と同じで

す。霧と雨で五里霧中でございます。何としてもこの雨も霧も晴らせるような、我々の議員としての役目をどうぞ皆さん果たしましょう。そうした上で、もう一度町民と一緒にあった新しい議会を作るべきです。

以上をもって賛成します。

○議長（平野隆雄） 反対討論はありますか。

（「なし」という声あり）

○議長（平野隆雄） 討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第14号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（平野隆雄） 1番、2番、4番、6番、10番、11番を除いて起立少数であり、議案第14号は否決いたしました。

---

### ◎休 会 宣 告

---

○議長（平野隆雄） 以上で、本6月第2回会議に付議された案件の審議をすべて終了いたしました。

よって、これで6月第2回会議を終了いたします。

どうもご苦勞様でした。

---

（休会 11時44分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北海道松前郡福島町議会

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員